

発達障害の学生の高等教育



山口 薫

(星様大学学長)

障害のある人たちの社会的処遇は人類の歴史と共に変遷してきた。障害を持って生まれた子どもは生きる権利さえ認められなかった古代ギリシャ時代に始まり、嘲笑・慰みの対象にされた時代、次いでキリスト教・仏教などの宗教の広まりによる憐憫・保護の時代を経て、一三世紀頃からヨーロッパを中心に、社会から隔離した入所施設作りが行われるようになり、一六、一七世紀になって義務教育制度の普及に伴ってようやく教育の時代に至ったものである。

ただし、今日問題になっているような自閉症、学習障害等は、まだ名前さえ知られていなかった時代であり、この時期に教育の対象になった発達障害は、知的障害、しかも、それまでは農民や漁師として普通の社会生活を送っていたのが、交換経済の発展、そして産業革命によって、社会生活において、すべての人に一定の読み書き算数が必要な社会になって初めて顕在化した軽度の知的障害の子どもが中心であった。

「発達障害」とは何か。医学の分野では、まだ必ずしも明確になっておらず、わが国の法律においても、知的障害は別に規定して発達障害から除外していたりしている。わかりにくいのが、学会などのおおよそ合意された定義は、「発達期に起こり、知的障害を中心に、それと関連のある自閉症、学習障害、注意欠陥・多動性

障害などを含む」と考えられている。

発達障害の中心にある知的障害については、前述のように軽度の子どもから始まった学校教育が、一九六八年スウェーデン、一九七一年英国、一九七八年米国というように、最重度の子どももひとり残らず含むように広げられ、わが国でも一九七九年に養護学校の教育が義務制になったことに伴って、現在では、障害の重い子ども、重複障害の子どももすべて義務教育を受ける体制が整っている。

発達障害の子どもの義務教育終了後の教育はどうか。

知的障害については、いたずらに学校教育を延長するより、早く社会に出して自立させるべきだという意見もあったが、高校全入の時代を迎え、知的障害にも後期高等教育が保障されるべきであるという意見が大勢を占め、現在では、最重度の生徒も含んでほとんどが後期中等教育を受けるようになってきている。

知的障害以外の発達障害については、二〇世紀の後半になって、新しく自閉症が取り上げられるようになり、少し遅れて学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、アスペルガー症候群、高機能自閉症などが教育の問題としてクローズアップされるようになった。

自閉症は、長い間情緒障害に含めて扱われてきたが、教育の場としては、知的障害養護(特別支援)学校、情緒障害特殊(特別支援)学級、通級による指導教室が中心であった。最近やっと情緒障害とは別の一つの障害として認知されたが、後期中等教育の場としては知的障害特別支援学校の高等部しかなかったと言っている。一方、LD等、いわゆる軽度発達障害(文部科学省ではこの用語を使わないことにしている)については、長い間その存在すら公に認められないまま、通常の学級でいじめにあったり、不登校になったり、ほとんど顧みられることなく、それらの子どもたちの親や支援者が苦勞してフリースクールを設けたりして対応してきた。

平成に入る頃になってやっと、文部省(現在文部科学省)が、一連の調査研究協力者会議を経て、通級による指導を制度化し、さらに、それまでの特殊教育を特別支援教育へ転換する中で、LDを公認し、LD等を中心とする軽度発達障害への教育的対応を積極的に進めるようになった。

それらの子どもの後期中等教育についても、これまで、定時制高校や、私立高校の一部で受け入れたりして

きたが、LDやそれに伴う不登校の生徒を直接対象とする高校も設置されるようになった。星槎国際高等学校もその一つで、広域通信制の高校として平成一〇年に設置され、北海道芦別市に本校を置き、全国に一六の学習センターを設けて現在五千名近い生徒の教育に当たっている。

さて、発達障害の学生の大学教育であるが、星槎国際高校に続いて、LD等の学生を積極的に受け入れることを特徴の一つに掲げて設立されたのが、同じく芦別に本校を置き、高校の学習センターをスクーリングの場として共有する四年制の通信制大学星槎大学である。

「誰でも、どこでも、いつでも」入れることを標榜しており、高校卒の若い学生もいれば七〇歳台の学生も、またすでに社会人として様々な職業についている学生も多いが、現在二千名を越える学生のうち、星槎国際高校からの学生を中心とするLD等の発達障害の学生が一割程度入学している。

これらの学生に対しては、ただ入学させればいいで済ますわけにはいかないことは言うまでもない。一人ひとりの学生が適切に学習できるような支援が必要である。

星槎大学では、専任教員が分担して、すべての学生にマンツーマン指導員がついており、特に発達障害の学生については、出来るだけ早い時期から、その学生の人權に十分配慮しながら、出来るだけ詳しい情報を収集し、適切な支援を講じている。幸い大学の主な柱の一つが特別支援教育で、専門の教員も数名いるので、学習支援室の中に「特別支援室」を設け、専任教員が対応している。

また、星槎大学の学生として、発達障害の子どもの親が、大勢入学していることも大きな特徴であるが、その人たちに、自分の子育てだけでなく、学んだことを生かして、発達障害の学生支援にボランティアとして協力してもらう体制作りを進めている。

星槎大学は創設五年目に入り、すでに卒業生を出しているが、綿密な指導によってすばらしい卒業論文を作成したLDの学生も何人か出ている。今後これらの学生への支援体制を強化すると共に、全国の大学で発達障害の学生を受け入れ、適切な支援体制を作ることにも役立つことが出来ればと願っている。

最後に、今後の課題として残るのは、発達障害の中心にある知的障害の学生の高等教育である。

先に述べたように、知的障害の生徒の後期中等教育については不要論、不可能論があったが、今では、一部定時制高校、私立校高校へ就学しているほか、ほとんど全員が特別支援学校高等部で、特別な教育課程による後期中等教育を受け、大きな成果を上げている。

憲法二六条の「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」の「教育」がすでに義務教育のみならず、後期中等教育まで及んでいるとすれば、大学教育は、軽度の発達障害のみならず、知的障害をも含めるべきなのではないだろうか。

現実の問題として、星槎国際高校から星槎大学に入学してくる学習障害の学生の中には、知的障害を重複して持っている学生もいる。それらの学生の多くは、各地の学習センターに設けられた大学のサテライト・カレッジにおいて、高校の教師と連携を密にして、個別指導を受けながら大学の教育課程を履修している。その結果として、中にはサテライト・カレッジを離れて、大学の正規の教育課程を履修できるようになるものもいるが、それが極めて困難な学生も多い。

それらの学生には、大学の教育課程の程度を下げるというような姑息なやり方ではなく、特別支援学校高等部の教育課程を基礎に特別な教育課程を組むべきであろう。

知的障害を含む発達障害の学生の高等教育はすでに国際的な問題になっており、例えば、アメリカのカリフォルニア州には、一〇〇校以上の市立コミュニティ・カレッジがあり、そこから四年制大学へ編入される学生もあるが、そのまま特別な教育課程で一般教養や職業教育を受ける学生もいる。

星槎大学のサテライト・カレッジも、この様な体制を整備することによって、学習障害に付随する知的障害のみならず知的障害の学生を積極的に受け入れる体制を整えることが出来るのではないかと。

これも、発達障害の学生の高等教育に関する星槎大学の今後の課題の一つである。